

# 生活保護制度の概要について

# 目次

• 生活保護制度の概要	.....	2
• 最低生活費について	.....	4
• 生活保護の申請と決定まで	.....	9
• 生活保護受給者の権利と義務	.....	13

※ 「生活保護制度の概要」及び「最低生活費について」の一部の資料

出典：第38回社会保障審議会生活保護基準部会 参考資料（令和3年4月27日）（厚生労働省）

# 生活保護制度の概要

## ○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障  
→ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

### 最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

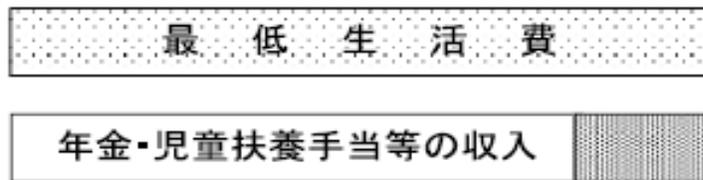
- 不動産、自動車、預貯金等の資産
- 稼働能力の活用
- 年金、手当等の社会保障給付
- 扶養義務者からの扶養 等



- ◇ 保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇ 保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- 厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。  
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

### 自立の助長

- ケースワーカーの家庭訪問等による就労指導
- 福祉事務所とハローワークの連携強化
- 福祉事務所への就労支援員の配置

## ○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。  
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。

⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

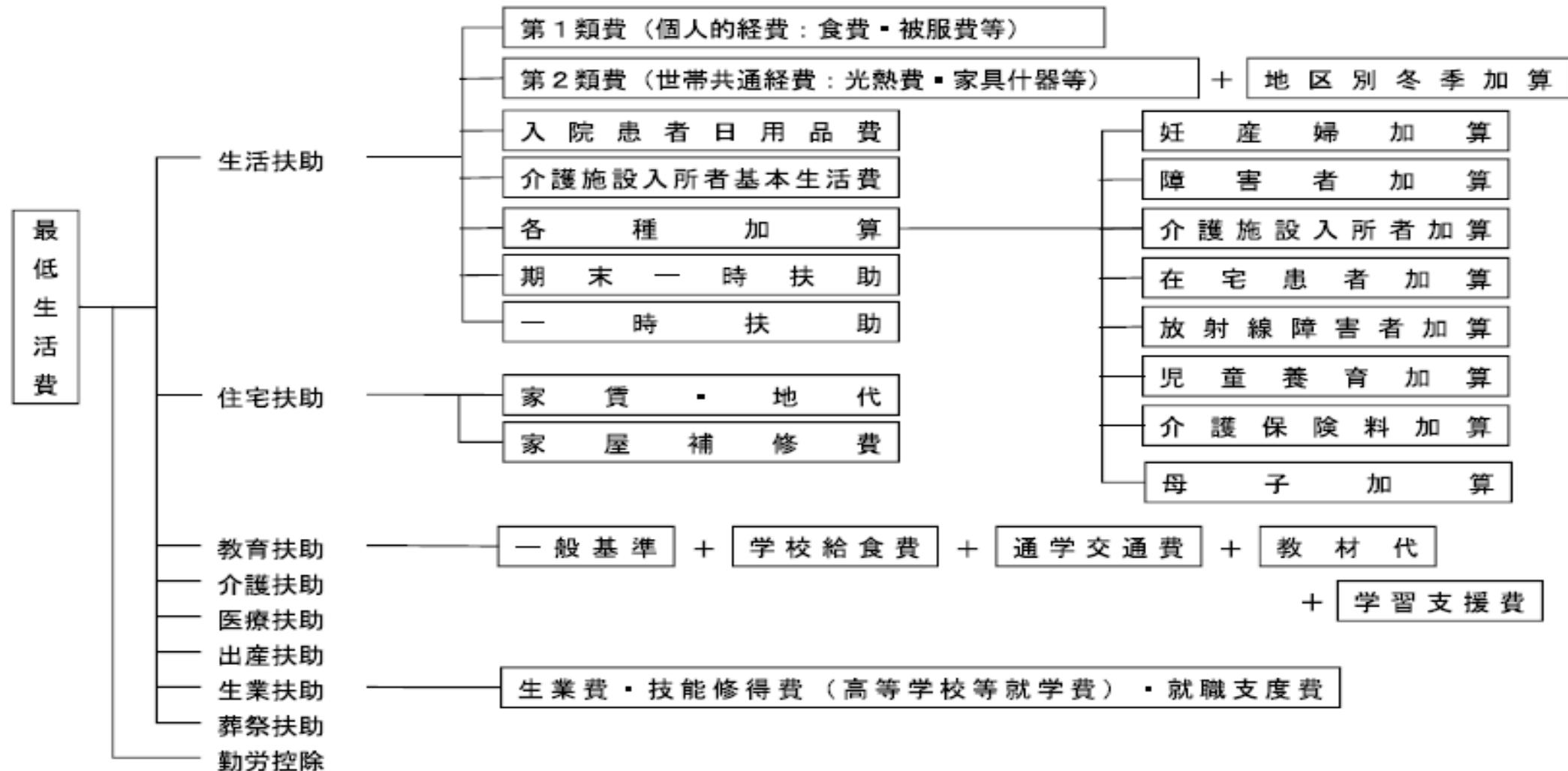
## ○ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（保護の実施機関）が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

# 最低生活費について

## 【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



## ○ 各種扶助の概要

### 1 生活扶助

#### ●生活扶助 生活するうえで直接必要となる費用。以下の組み合わせで算出

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| (第1類) 食費・洋服代など個人単位での消費 | ※世帯員の年齢で基準額が異なる       |
| (第2類) 高熱水費など世帯単位で消費    | ※世帯員の人数で基準額が異なる       |
| (加算) 世帯の状況により各種加算      | ※児童養育加算、障がい者加算、母子加算など |

※このほか、生活に必要な家具什器費や転居の際の移送費などの一時的な費用についても条件により支給

### 2 住宅扶助

#### ●家賃（市町村ごとに基準額が異なる）

・家賃の上限額

単身世帯	31,100円以内	2人世帯	37,000円以内	3～5人世帯	40,400円以内
6人世帯	44,000円以内	7人世帯	49,000円以内		

→家賃の滞納を防ぐため、保護課から家主への直接払（代理納付が可能）

#### ●住宅の補修などに必要な費用

#### ●転居の際に必要な敷金等

#### ●契約更新料や火災保険料

### 3 教育扶助

#### ●教育扶助 義務教育に必要な費用

- ・基準額（月額、学用品費など） 小学生 3,680円、中学生 6,100円
- ・教材代（実費支給、上限設定なし）
- ・クラブ活動費（実費支給） 小学生 16,000円以内、中学生 59,800円以内（年額上限）
- ・給食費（原則学校長へ直接払い）

### 4・5 医療扶助と介護扶助

#### ●医療扶助 病院等における医療サービスの利用にかかる経費

#### ●介護扶助 介護保険サービスの利用にかかる経費

#### ●原則、**現物給付（サービスの提供）**であり、費用を支給はしない

#### ●医療や介護サービスだけでなく、治療に必要となる治療材料や介護に必要となる福祉用具についても支給を行う

- ・他の医療扶助の例・・・メガネやコルセットなどの治療材料、あんま・マッサージ、通院費用の支給(**金銭給付**)等
- ・他の介護扶助の例・・・福祉用具の購入、住宅改修費の支給(**金銭給付**)

必要性を主治医等に聞き取り、囑託医協議を経て、真に必要とされた場合に支給を行う

## 6 出産扶助

### ●基準額

分娩にかかる費用 309,000円以内  
衛生材料 6,000円以内

### ●熊本市においては、助産制度があることからその活用を案内している

### ●助産制度

出産のときに経済的な理由により入院することができない妊産婦が、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができる制度。

## 7 生業扶助

### ●生業費

小規模事業を営む者に対し、その事業を営むにあたって必要となる器具等の購入費

### ●技能習得費

就労に必要な技能や資格取得に際し、その要する授業料や資格検定等費用

### ●高等学校就学費

毎月定額の基本額（学級費等に対応）  
入学準備金・教材費・校外活動費（クラブ活動にかかる費用）  
通学費

## 8 葬祭扶助

●葬儀を執行しようとするものが、葬儀費用の捻出が困難な場合に申請を受けて支給を行うもの

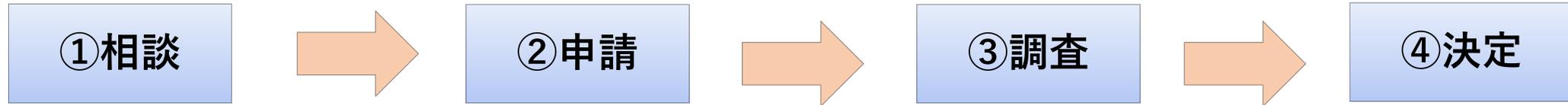
- ・基準額 224,880円（火葬代、運搬代を含む）
- ・葬祭執行人に金銭にて支給される

### 【対象者】

- ・亡くなられた方のご家族
- ・民生委員や医療機関の長、施設の長など
- ・民生委員や医療機関の長、施設の長が葬祭執行人になる場合を除いては、葬祭扶助が必要かどうかの判断を行う

必ずしも保護を受けている者がなくなった場合に限定はしていない

## 生活保護の申請と決定まで



### ①相談

福祉事務所（区役所保護課、総合出張所）の相談窓口に来所し、困っている状況などを相談する。また、相談員が生活保護制度の説明をし、申請の意思の確認を行う。

### ②申請

相談のうえ、申請を希望される方に対し、保護申請書を交付する。なお、生活保護は決定した場合、申請日からの適用となる。

保護の相談・申請はどの区でも受付を行っている

### ③調査（その1）

#### ●担当の決定

保護の実施機関は、原則、居住区の福祉事務所（保護課）となる。

#### ●ケースワーカーによる訪問調査

保護申請後、自宅に訪問調査を行う。

（入院中の場合は入院先の医療機関、一時寄留で知人宅にいる場合は知人宅へ訪問調査を行う。）

訪問調査では申請者の状況に応じて調査を行う。

- どんな生活を送っている（送ってきた）か
- 家族との関係、周囲との関係
- 障がいの有無、福祉サービスの受給状況
- なぜ生活に困るようになったのか
- 健康状態、通院先
- お部屋の様子、生活自立度の程度 など

#### ●預貯金等調査

銀行や信用金庫などの金融機関や生命保険会社へ預貯金や生命保険の有無等について文書照会を行う。  
申告していない預貯金や保険が見つかることもある。

## ③調査（その2）

### ●扶養義務調査

申請者の両親、兄弟姉妹、子等に対し扶養義務調査として援助可能性について調査を行う。連絡先や住所が不明な場合は戸籍調査を行い、住所を調べる。電話で聞き取りを行うほか、扶養義務調査票を送り、回答してもらう。また、緊急連絡先や精神的な援助についても確認する。

### ●病状調査

傷病や障がいで就労が困難な場合、申請者の通院先や入院先へ行き、主治医に病状や障がい者手帳  
・年金の病状該当性、働くことができるかどうか調査を行う。

### ●資産調査

- ・土地や建物の評価額や権利者を調べるため、登記簿を取る。
- ・車の保有状況を調べるため、他部署へ調査したり、陸運協会に照会文書を送付する。
- ・他部署で課税状況を確認し、就労先や年間の収入額について調査する。

## ④決定

調査した結果を基に、保護の決定を行う。

- 1 本人の収入や資産と基準である最低生活費を比較し、保護が必要か判断。  
申請日から14日以内（特別な事情により調査に時間を要する場合は最長で30日以内）に決定し、その内容を文書で申請者に通知する。
- 2 保護が必要と決定された場合は、原則として保護申請を行った日から生活保護が適用され、保護開始となる。最低生活費と世帯の収入との差額が生活保護費として支給される。  
開始となった場合は、援助方針を定め、どういった支援を行っていくかを決定する。  
例えば・・・
  - ・病状的に働くことに問題はないので、就労支援員をつけて就労指導を行い、早期自立を目指す。
  - ・障害年金や障がい者手帳の取得が可能であるため、医療機関と連携して、取得を行う。など
- 3 申請に対する保護の決定に不服がある場合は、審査請求をすることができる。

## 1 権利について

- (1) 正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはない。
- (2) 生活保護により支給されたお金などに税金はかからない。
- (3) 生活保護により支給されたお金や、生活保護を受ける権利を差し押さえられることはない。  
→ 滞納している税金や借金を理由に差し押さえすることはできない

## 2 義務について（一部抜粋）

### (1) 生活上の義務

借金や水道光熱費など、金銭の保管・管理に注意すること

### (2) 届け出の義務

- ・ 収入の増減があったとき、臨時収入が入ったとき（給料・年金・仕送り・賠償金・保険金など）
- ・ 居住地や世帯の構成に異動があったとき

### (3) 指導や指示に従う義務

- ・ 働くことができるのに働こうとしない
- ・ 医師の指示に従わず、病気の治療を怠る など

これらの義務に反していると認められた場合、生活保護が停止または廃止となる場合がある